

○財務省告示第百九十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百七十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用等 法律及びその
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の規格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価

四 発行方法

格競争入札発行」という。）及び価

十四	償還	償還	元金	払場	入札	者	払込
期	期	期	支額	所	参加		期日
以後	の	の	の	の	の	の	の

平成二十九年六月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十一年六月十五日	平利子を払う。	利息をその日以前六ヶ月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお	毎半年六月十五日及び十二月十五
-------------	---------------	------	-------------	-------------	---------	-----------------	----------------	-----------------

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。